

2026年7月10日
大野総合法律事務所

弊所がBMW社を代理した事件の終結のお知らせ

弊所は、株式会社IPリッチがBMW株式会社に対して提起した特許侵害訴訟（東京地方裁判所令和8年（ワ）第70002号）において、BMW株式会社を代理しておりましたが、2026年6月19日、株式会社IPリッチによる請求放棄で事件が終結しましたので、お知らせいたします。

BMWグループは、特許の収益化を目的とした根拠を欠く権利行使に対しては、一貫して毅然とした態度で臨み、徹底的に自らの立場を防御する方針を採用していることを、申し添えます。

以 上